

都市計画法第 53 条申請について

○対象区域・・・都市計画施設（都市計画道路、都市計画公園等）の区域内

○対象となるもの・・・建築物の建築

※工作物（看板、塀等）のみ都市計画施設の区域内にかかる場合は申請不要。

○許可の基準・・・「容易に移転、又は除却することができるもの」

1. 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
2. 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

☆都市計画施設にかかる部分の階数が2であっても、階数が3以上の部分と一体になるような建築物の許可はできません。

☆東部土地区画整理事業区域内は一部特例措置があります。

○提出書類・・・許可申請書2部（正・副）

添付書類⇒位置図（1/5,000）

配置図（1/500以上の実測図）

各階平面図（1/200以上）

2面以上の立面図（1/200以上）

矩計図（1/200以上）

委任状（申請者以外の方が手続きを行われる場合）

建蔽率、容積率の確認ができるように敷地面積、建築面積、延べ面積の求積表を記入してください。

○注意事項

- ・都市計画施設の区域内に建築物の建築を行わない場合、申請不要となりますが、事業開始時に計画線が微動する可能性や工事の際の施工誤差等が考えられますので、都市計画施設計画線から余裕幅を1m程度確保し、余裕を持った建築計画に配慮いただくようお願いいたします。
- ・審査には目安として10日間（市の休日及び補正処理等に要した期間は含まない）を要しますので、余裕を持った申請をお願いいたします。